



福岡県医発第2415号(地)

平成28年11月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

ジカウイルス感染症に関する情報提供について

今般、世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス流行地域における小頭症と神経障害に関する第5回緊急委員会を開催し、小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern（PHEIC））の終了を宣言したことから、厚生労働省健康局結核感染症課より今後の輸入症例の取扱いについて、日本医師会を通じて通知がありました。

本通知では、自治体に対して、今後、輸入症例の同課への情報提供を不要とし、症例毎のプレスリリースは行わないとしております。

なお、国内感染が疑われる症例（デング熱、チクングニア熱等他の検査と併せて検査を実施する場合を含む。）については、引き続き地方衛生研究所において検査を実施する時点で、同課へ報告するよう要請しております。

また、医療機関に対しては、引き続き、ジカウイルス感染症を疑う症状のある方が受診した際に渡航歴の確認を行うことや、妊婦等に対しては可能な限り流行地域への渡航を控えるよう助言することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

平成28年11月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

ジカウイルス感染症に関する情報提供について

今般、世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス流行地域における小頭症と神経障害に関する第5回緊急委員会を開催し、小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern（PHEIC））の終了を宣言したことから、厚生労働省健康局結核感染症課より今後の輸入症例の取扱いについて別添の事務連絡がなされました。

本事務連絡では、自治体に対して、今後、輸入症例の同課への情報提供を不要とし、症例毎のプレスリリースは行わないとしております。

なお、国内感染が疑われる症例（デング熱、チクングニア熱等の検査と併せて検査を実施する場合を含む。）については、引き続き地方衛生研究所において検査を実施する時点で、同課へ報告するよう要請しております。

また、医療機関に対しては、引き続き、ジカウイルス感染症を疑う症状のある方が受診した際に渡航歴の確認を行うことや、妊婦等に対しては可能な限り流行地域への渡航を控えるよう助言することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 21 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に関する情報提供について

本年 11 月 18 日に世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス流行地域における小頭症と神経障害に関する第 5 回緊急委員会を開催し、本年 2 月の小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern(PHEIC)）の終了を宣言しました。

また、ジカウイルス感染症については、世界的に対策を進めるため、今後も各国が技術的な対策に取り組んで行く必要があるとされました。

PHEIC の終了を受け、輸入症例の取扱いについて、別添のとおり、都道府県等に連絡しましたのでお知らせします。

貴会におかれましても、ジカウイルス感染症を疑う症状のある方が医療機関を受診した際に渡航歴の確認を行うことや、妊婦等に対しては可能な限り流行地域への渡航を控えるよう助言することについて、引き続き、会員への周知につきまして御配慮の程お願いします。

別添：平成 28 年 11 月 21 日付け自治体向け事務連絡「ジカウイルス感染症に関する情報提供及び協力依頼について」

参考：ジカウイルス感染症の流行地域

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>

事務連絡
平成 28 年 11 月 21 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に関する情報提供及び協力依頼について

本年 11 月 18 日に世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス流行地域における小頭症と神経障害に関する第 5 回緊急委員会を開催し、本年 2 月の小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態」（Public Health Emergency of International Concern (PHEIC)）の終了を宣言しました。

また、ジカウイルス感染症については、世界的に対策を進めるため、今後も各国が技術的な対策に取り組んで行く必要があるとされました。

平成 28 年 4 月 15 日付及び 7 月 28 日付事務連絡により、ジカウイルス感染症の輸入症例については地方衛生研究所における検査が陽性となった時点で、国内感染が疑われる症例については地方衛生研究所において検査を実施する時点で報告いただくこととしています。

PHEIC の終了を受け、今後、輸入症例の取扱いについては、結核感染症課への情報提供を不要とし、症例毎のプレスリリースは行わないこととします。なお、国内感染が疑われる症例（デング熱、チクングニア熱等他の検査と併せて検査を実施する場合を含む。）については、引き続き地方衛生研究所において検査を実施する時点で、結核感染症課へ報告をお願いします。

引き続き、ジカウイルス感染症についての注意喚起等よろしくお願いします。

< 第 5 回緊急委員会の結論（概要） >

- ・ジカウイルス感染症について、引き続き強力な公衆衛生的な対策は必要であるが、国際保健規則（IHR）に規定される PHEIC に該当しない。
- ・当該感染症について、未解明のことを継続的に研究できるよう持続的なプログラムとして今後発展させていくべきである。

参考：ジカウイルス感染症の流行地域

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113142.html>